

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 13 号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項及び第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p>(業務規程)</p> <p>第 10 条 条例第 14 条第 2 項の業務の実施に必要な規程には、</p>	<p>(廃棄物処理施設等)</p> <p>第 2 条 条例第 2 条第 8 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 産業廃棄物処理業を行う者（以下「<u>産業廃棄物処理業者</u>」という。）（廃棄物処理法第 15 条の 4 の 2 第 1 項、<u>第 15 条の 4 の 3 第 1 項</u>及び第 15 条の 4 の 4 第 1 項の認定を受けた者を除く。）が設置する産業廃棄物の処理施設（積替え施設及び積替えのための保管施設（以下「積替保管施設」という。）を含む。）であって、廃棄物処理法第 15 条第 1 項の許可を要しないもの（以下「その他処理施設」という。）</p> <p>(認定の取消し)</p> <p>第 9 条 [略]</p> <p><u>(格付け基準等)</u></p> <p><u>第 9 条の 2 知事は、条例第 14 条第 1 項第 1 号の格付け（第 4 項において「格付け」という。）の基準（以下この条において「格付け基準」という。）を定め、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</u></p> <p><u>2 格付け基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 評価項目及び評価基準に関する事項</u></p> <p><u>(2) 認定基準に関する事項</u></p> <p><u>(3) 評価方法に関する事項</u></p> <p><u>(4) 評価結果に基づく格付け区分に関する事項</u></p> <p><u>3 知事は、格付け基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ産業廃棄物処理業者以外の者で産業廃棄物処理の専門的事項に関し学識経験を有するものの意見を聴かなければならない。</u></p> <p><u>4 条例第 13 条第 1 項の産業廃棄物処理業者育成センターは、産業廃棄物処理業者から格付けの申請があった場合において、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る産業廃棄物処理業者が格付け基準を満たすと認めるときは、その格付けを行うものとする。</u></p> <p>(業務規程)</p> <p>第 10 条 条例第 14 条第 2 項の業務の実施に必要な規程には、</p>

次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) [略]
- (2) 産業廃棄物処理業を行う者の格付けに関する事項
- (3) [略]

次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) [略]
- (2) 産業廃棄物処理業者の格付けに関する事項
- (3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。